

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険に係る事務において、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

香芝市長

## 公表日

令和5年8月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び香芝市介護保険条例等の規定に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)において別表第一項第68項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>介護保険資格の管理            ・資格の取得、喪失及び変更等の届出            ・被保険者証の交付及び再発行等の申請</p> <p>介護保険料の賦課徴収関係            ・保険料の賦課及び徴収等            ・保険料の徴収猶予及び減免の申請</p> <p>要介護(要支援)認定申請関係            ・要介護(要支援)認定申請            ・保険料滞納者に係る給付制限等</p> <p>介護給付関係            ・居宅サービス計画作成依頼            ・負担限度額認定申請及び各種減免認定申請            ・高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請            ・福祉用具購入費及び住宅改修費等の支給</p> <p>マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領            マイナポータルお知らせ機能での通知            電子申請データの取込            「サービス検索・電子申請機能」より申請された電子申請データの「申請管理システム」から基幹システムへの取込</p>
③システムの名称	介護保険システム 滞納管理システム 伝送システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 第1,2,3,4,5,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 第1,2,3,4,5,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 介護福祉課 及び 保険料収納課
②所属長の役職名	介護福祉課長 及び 保険料収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 介護福祉課 TEL:0745-79-7521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 介護福祉課 TEL:0745-79-7521

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I.5.①、7.請求先、8.連絡先	福祉健康部 健康局	福祉健康部	事後	組織編制のため
平成29年6月26日	I.1.③システムの名称		伝送システムを追加	事前	国民健康保険団体連合会との情報連携のため
平成29年6月26日	I.3.法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1項第1号～第11号、第2項	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1項、第2項	事後	
平成29年6月26日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,117項	番号法第19条第7号 別表第二 第 1,2,3,4,5,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109項	事後	
平成29年6月26日	II.1.対象人数、2.取扱者数の 時点の計数	平成27年9月1日 時点	平成29年6月26日 時点	事後	
平成29年6月26日	公表日	平成27年9月25日	平成29年6月26日	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策		IV リスク対策 1～9 を記入	事後	様式改正に対応
令和1年6月20日	II.1.対象人数、2.取扱者数の 時点の計数	平成29年6月26日	令和1年5月10日	事後	
令和2年6月2日	II.1.対象人数、2.取扱者数の 時点の計数	令和1年5月10日	令和2年5月11日	事後	
令和3年4月1日	I.5.①、7.請求先、8.連絡先	福祉健康部	健康部	事後	組織編制のため
令和3年6月11日	II.1.対象人数、2.取扱者数の 時点の計数	令和2年5月11日	令和3年6月11日	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年7月21日	II.しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月11日	令和4年6月30日	事前	更新
令和4年7月21日	II.しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月11日	令和4年6月30日	事前	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領 ・マイナポータルお知らせ機能での通知  の記載を追記	事前	ぴったりサービス受付導入前
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能を追記	事前	ぴったりサービス受付導入前
令和5年1月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第 1,2,3,4,5,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109項	・番号法第19条第8号 別表第二 第 1,2,3,4,5,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項	事前	規則改正による変更。 令和4年10月(本稼働は令和5年1月以降)に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行前に提出するもの
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第 1,2,3,4,5,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109項	・番号法第19条第8号 別表第二 第 1,2,3,4,5,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項	事前	規則改正による変更。 令和4年10月(本稼働は令和5年1月以降)に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行前に提出するもの